

令和8年第3回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和8年6月2日

目 次

承第1号	専決処分の承認について（令和7年度専第8号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	1
承第2号	専決処分の承認について（令和7年度専第9号 瑞浪市都市計税法条例の一部を改正する条例の制定について）……………	2 1
承第3号	専決処分の承認について（令和7年度専第10号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）……………	2 4
議第37号	瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
議第38号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 6
議第39号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 4
議第40号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 5
議第41号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 8
議第42号	瑞浪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 5
議第43号	瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 6
議第44号	瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 7
議第45号	瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 8
議第46号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	5 9
議第47号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	6 0
議第48号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	6 1
議第49号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	6 2
議第50号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	6 3

議第 5 1 号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 4
議第 5 2 号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 5
議第 5 3 号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 6
議第 5 4 号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 7
議第 5 5 号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 8
議第 5 6 号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 9
議第 5 7 号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	7 0
議第 5 8 号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	7 1
議第 5 9 号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	7 2
議第 6 0 号	市道路線の廃止について	7 3
議第 6 1 号	市道路線の廃止について	7 4
議第 6 2 号	市道路線の認定について	7 5
議第 6 3 号	市道路線の認定について	7 6
議第 6 4 号	市道路線の認定について	7 7
議第 6 5 号	令和 8 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 号）	} 別冊
議第 6 6 号	令和 8 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号）	

承第1号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

〈軽自動車税〉

- ・環境性能割の廃止に伴い、税目名から種別割を削り、軽自動車税とするため及び軽課措置の適用範囲の見直しを行うための所要の改正

〈住民税〉

- ・同族会社大口株主の配当を従来の総合課税のほか、特定配当等としての課税を可能とするための地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う所要の改正
- ・住宅借入金等特別税額控除に関する地方税法（昭和25年法律第226号）附則第5条の4の2の削除に伴う所要の改正
- ・肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限の延長に伴う所要の改正
- ・優良住宅地供給を促進する税制措置の適用期限の延長に伴う所要の改正

〈固定資産税〉

- ・地方税法の参酌基準の改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）の特例割合を改正するための所要の改正
- ・地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条の項ずれに対応するための所要の改正
- ・改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）の特例割合を定める規定を新設するための所要の改正
- ・バリアフリー改修に係る課税標準の特例対象を特別特定建築物全体へ拡大するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第18条の2（略） （納税証明事項）	第1条～第18条の2（略） （納税証明事項）
第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により <u>軽自動車税</u> を滞納している場合においてその旨とする。	第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により <u>種別割</u> を滞納している場合においてその旨とする。
第18条の4（略） （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）	第18条の4（略） （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）
第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条の4第1項（第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第49条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第68条_____、第84条第2項、第99条第1項若しくは第2項、第103条第2項、第106条、第140条	第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条の4第1項（第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第49条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第68条、 <u>第82条の6第1項</u> 、第84条第2項、第99条第1項若しくは第2項、第103条第2項、第106条、第140条

第1項又は第146条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) _____第99条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) _____第99条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

第20条～第31条 (略)

(所得割の課税標準)

第32条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（_____次項及び_____第35条の3において「特定配当等」という。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

第32条の2～第80条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第81条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、

第1項又は第146条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第82条の6第1項の申告書、第99条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第82条の6第1項の申告書、第99条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

第20条～第31条 (略)

(所得割の課税標準)

第32条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第35条の3において「特定配当等」という。）_____に係る

所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

第32条の2～第80条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第81条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割_____を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、

<p>当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u></p>	<p>その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない。</u></p>
<p>(軽自動車税のみならず課税)</p>	<p>(軽自動車税のみならず課税)</p>
<p>第82条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、<u>軽自動車税を課する。</u></p>	<p>第82条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、<u>軽自動車税を課する。</u></p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、<u>軽自動車税を課する。</u></p>
<p><u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>	<p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、<u>その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を</p>	<p>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、<u>当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>
<p>第82条の2 (略)</p>	<p>第82条の2 (略)</p>
	<p>(環境性能割の課税標準)</p>
<p>第82条の2 (略)</p>	<p>第82条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p>
	<p>(環境性能割の税率)</p>
<p>第82条の2 (略)</p>	<p>第82条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p>
<p>第82条の2 (略)</p>	<p>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの <u>100分の1</u></p>
<p>第82条の2 (略)</p>	<p>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の</p>

	<p>適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p>(環境性能割の徴収の方法)</p> <p>第82条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</p> <p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第82条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第82条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第82条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第91条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(種別割 〃 の課税免除)</p>
<p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第82条の3 商品であって、使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第84条 軽自動車税の賦課期日は4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日</p>	<p>第82条の9 商品であって、使用しない軽自動車等に対しては、種別割 〃 を課さない。</p> <p>(種別割 〃 の税率)</p> <p>第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割 〃 の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(種別割 〃 の賦課期日及び納期)</p> <p>第84条 種別割 〃 の賦課期日は4月1日とする。</p> <p>2 種別割 〃 の納期は、5月1日から同月31日</p>

<p>までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第86条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第87条 (略)</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第88条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必</p>	<p>までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>(種別割の徴収の方法)</p> <p>第86条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第87条 (略)</p> <p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第88条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第90条 削除</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第91条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必</p>
--	---

<p>要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p>	<p>要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p>
<p><u>第91条</u> 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p><u>第91条の2</u> 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>
<p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、都道府県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、都道府県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をすると</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をすると</p>

<p>ともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第82条の2又は第81条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第82条の2又は第81条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についてもまた同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8～9 (略)</p> <p>第93条～第152条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の2 (略)</p>	<p>ともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第82条の2又は第81条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第82条の2又は第81条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についてもまた同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8～9 (略)</p> <p>第93条～第152条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の2 (略)</p> <p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p>第7条の3 <u>平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)</u></p>
--	--

を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の2及び第35条の3第1項の規定の適用については、第35条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には

_____、法附則第5条の4第5項_____（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の2及び第35条の3第1項の規定の適用については、第35条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項_____」と、第35条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項_____」とする。

第7条の4～第7条の8 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の2及び第35条の3第1項の規定の適用については、第35条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第35条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

第7条の4～第7条の8 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第

<p>25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条まで、第34条から第35条の2まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条まで、第34条から第35条の2まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7</u></p>
<p>____及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p><u>条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>
<p>3 (略) 第9条～第10条 (略)</p>	<p>3 (略) 第9条～第10条 (略)</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 (略)</p>	<p>第10条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。</p>
<p>8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>9 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>11 法附則第15条第24項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合</p>	<p>11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合</p>

	は、 <u>2分の1</u> とする。
	<u>12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
	<u>13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
<u>10 法附則第15条第27項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	<u>14 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
<u>11 法附則第15条第31項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	<u>15 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
<u>12 (略)</u>	<u>16 (略)</u>
<u>13 (略)</u>	<u>17 (略)</u>
<u>14 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～6 (略)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～6 (略)
7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に <u>令附則第12条第17項</u> に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)	7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に <u>令附則第12条第16項</u> に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)
8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が <u>令附則第12条第20項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)	8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が <u>令附則第12条第19項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)
9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>令附則第12条第24項</u> に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか (5) (略)	9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>令附則第12条第23項</u> に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか (5) (略)

<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、<u>住宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</u></p>	<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、<u>住宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</u></p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(7) (略)</p>
<p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>11 (略)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>13～14 (略)</p>	<p>13～14 (略)</p>
<p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書</p>	<p>16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成</p>

の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第11条～第15条 (略)

18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第11条～第15条 (略)

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第82条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3

輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第82条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第82条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第82条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第82条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

(軽自動車税_____の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する_____車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車（以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分

の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

（軽自動車税_____の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第84条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第84条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定

等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第88条及び第89条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2（略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3（略）

2（略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）（略）

（2）第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）～（5）（略）

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4（略）

2（略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）（略）

（2）第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条中「所得割の額」

等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第88条及び第89条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2（略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3（略）

2（略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）（略）

（2）第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項_____の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）～（5）（略）

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4（略）

2（略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）（略）

（2）第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項_____の規定の適用については、第34条中「所得割の額」

とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の

とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の

規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>第19条の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>第19条の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第20条の2 (略)</p>	<p>第20条の2 (略)</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項及び第7条</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条</p>

の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3～4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第

3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3～4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第

<p>20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第21条～第24条 (略)</p> <p>附則（瑞浪市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第13号）の一部改正）</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る瑞浪市税条例第83条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p>	<p>20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第21条～第24条 (略)</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る瑞浪市税条例第83条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p>
---	--

承第2号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

- ・地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条における項ずれに対応するための所要の改正
- ・改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）の特例割合を定める規定を新設するための所要の改正
- ・バリアフリー改修に係る課税標準の特例対象を特別特定建築物全体へ拡大するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略） （法附則第15条第31項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第31項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 （改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>4 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（2）（略） （3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別 （4）～（6）（略）</p>	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略） （法附則第15条第32項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>3 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である 旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（2）（略） （3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別 （4）～（6）（略）</p>

5 (略)	4 (略)
6 (略)	5 (略)
7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、 <u>附則第5項</u> の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、 <u>附則第4項</u> の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、 <u>附則第5項</u> の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。	7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、 <u>附則第4項</u> の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、 <u>附則第5項</u> の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。	8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、 <u>附則第4項</u> の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。
10 (略)	9 (略)
11 (略)	10 (略)
(用語の意義)	(用語の意義)
12 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、 <u>附則第5項</u> 及び <u>第8項</u> の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則	11 附則第4項及び <u>第6項</u> の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、 <u>附則第4項</u> 及び <u>第7項</u> の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則

<p>第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項、第8項及び第9項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第8項、第9項及び前項</u>の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p>	<p>第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第5項、第7項及び第8項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第7項、第8項及び前項</u>の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p>
<p>13 <u>法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>12 <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>

承第3号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

固定資産税の課税免除等の対象となる整備計画の認定を受けることのできる期間を延長するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条（略） （固定資産税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する瑞浪市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）第63条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p>	<p>第1条（略） （固定資産税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する瑞浪市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）第63条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p>

議第37号 瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の公布に伴い、条文を整備する。

【改正内容】

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年9月24日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>

議第38号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の公布により、条文を整備する。

【改正内容】

〈住民税〉

- ・ 寄附金税額控除の特例適用期限の延長に伴う地方税法（昭和25年法律第226号）附則第5条の6の項ずれに対応するための所要の改正
- ・ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の拡大に伴う所要の改正
- ・ 特定一般用医薬品等の購入に係る医療費控除の特例及び住宅借入金特別税額控除の適用対象期間の延長に伴う所要の改正
- ・ 優良住宅地供給を促進する税制措置に関し、優良住宅地の譲渡として非該当となる条件を追加するための所要の改正
- ・ 特定暗号資産の譲渡所得に係る課税の見直しに伴う所要の改正

〈固定資産税〉

- ・ 固定資産税の家屋及び償却資産の免税点を改正するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和9年1月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第34条（略） （寄附金税額控除）	第1条～第34条（略） （寄附金税額控除）
第35条（略）	第35条（略）
2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（ <u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（ <u>法附則第5条の6第2項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
第35条の2～第37条（略） （市民税の申告）	第35条の2～第37条（略） （市民税の申告）
第37条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式別表による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が90万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若	第37条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式別表による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が90万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若

しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号並びに第37条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

第37条の3 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） （略）

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）

（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

（3）～（4） （略）

2～4 （略）

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申

しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

第37条の3 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） （略）

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、

合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

（3）～（4） （略）

2～4 （略）

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申

告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第37条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（2） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

（3） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定

告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 当該公的年金等支払者の名称

（2） 特定配偶者の氏名

（3） 扶養親族又は特定親族の氏名

（4） その他施行規則で定める事項

<p>親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第37条の4～第63条 (略)</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第64条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額の合計額が土地又は家屋にあっては30万円、</p>	<p>前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項 又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第37条の4～第63条 (略)</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第64条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額の合計額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、</p>
---	--

<p>償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第64条の2～第152条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第5条の2 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第32条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条～第7条の2 (略)</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第35条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、<u>附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第35条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項)</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第7条の5～第9条 (略)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前</p>	<p>償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第64条の2～第152条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第5条の2 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第32条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条～第7条の2 (略)</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第35条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項<u>又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第35条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項)</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第7条の5～第9条 (略)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前</p>
---	--

年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

に規定するところにより控除すべき額を、第35条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条～第17条（略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2（略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3（略）

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3～第19条の2（略）

年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項

に規定するところにより控除すべき額を、第35条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条～第17条（略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2（略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3（略）

第17条の3～第19条の2（略）

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第32条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条から第35条の2まで、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項前段、第35条の2、第35条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規

定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第20条～第24条 (略)

第20条～第24条 (略)

議第39号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、全国共通の標準準拠システムへの移行が行われることに伴い、交付する証明書様式が変更となる。新様式において1枚の名寄帳に記載される表示件数が減り、1件の申請につき交付する枚数が増えることから、現在の名寄帳写し交付手数料と比較した急激な負担増を回避するため、別表の整備を行う。

【改正内容】

名寄帳写し交付手数料の算定単位を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年9月7日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略）				本則（略）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額
1～12 （略）	（略）	（略）	（略）	1～12 （略）	（略）	（略）	（略）
13	行政不服審査法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	（略）	（略）	13	行政不服審査法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	（略）	（略）
14	各種証明に関する事務（1の項から13の項までに掲げる事務に関するものを除く。）	1～2 （略）	（略）	14	各種証明に関する事務（1の項から14の項までに掲げる事務に関するものを除く。）	1～2 （略）	（略）
		3 営業に関する証明書の交付	営業証明書交付手数料 300円			3 営業に関する証明書の交付	営業証明書交付手数料 300円
		4 課税台帳兼名寄帳の写しの交付	名寄帳写し交付手数料 1名義、課税年度ごと5枚までにつき 300円			4 課税台帳兼名寄帳の写しの交付	名寄帳写し交付手数料 1枚につき 300円
		5 税関係の図面の閲覧又は写しの交付	図面の閲覧又は写しの交付手数料 1枚につき 300円			5 税関係の図面の閲覧又は写しの交付	図面の閲覧又は写しの交付手数料 1枚につき 300円
	6～16 （略）	（略）	（略）		6～16 （略）	（略）	（略）
備考（略）				備考（略）			

議第40号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）の施行に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、当該事業の基準を加えるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （定義）	第1条（略） （定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）（略） （6） <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する <u>小規模保育事業</u> （同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。 <u>（6）の2 満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する <u>小規模保育事業</u> （同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。 （7）～（11）（略） <u>（11）の2 教育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する <u>教育認定子ども</u> をいう。 <u>（11）の3 満3歳以上保育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する <u>満3歳以上保育認定子ども</u> をいう。 <u>（11）の4 保育認定子ども</u> 法第29条第2項に規定する <u>保育認定子ども</u> をいう。 （12）～（28）（略）	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）（略） （6） <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する <u>小規模保育事業</u> をいう。 （7）～（11）（略）
第3条～第5条（略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）	第3条～第5条（略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第6条（略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>教育認定子ども</u> の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法によ	第6条（略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法によ

<p>り選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</p> <p>4～5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>第8条～第11条 （略） <u>（特定教育・保育の提供の記録）</u></p> <p>第12条 （略） （利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>（ア） <u>教育認定子ども</u></p>	<p>り選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</p> <p>4～5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>第8条～第11条 （略） <u>（教育・保育の提供の記録）</u></p> <p>第12条 （略） （利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>（ア） <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学</u></p>
---	---

<p>_____ 77,101円 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u></p>	<p><u>前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p>
<p>_____ (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下このイ</u>において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u></p>	<p>_____ (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下このイ</u>において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p>
<p>_____ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u></p>	<p>_____ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)</p>
<p>_____ 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) ウ (略) (4)～(5) (略)</p>	<p>_____ 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) ウ (略) (4)～(5) (略)</p>
<p>5～6 (略) 第14条～第19条 (略) (運営規程)</p>	<p>5～6 (略) 第14条～第19条 (略) (運営規程)</p>
<p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する<u>選考の方法</u>を含む。) (8)～(11) (略)</p>	<p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する<u>選考方法</u>を含む。) (8)～(11) (略)</p>
<p>第21条 (略) <u>(利用定員の遵守)</u></p>	<p>第21条 (略) <u>(定員の遵守)</u></p>
<p>第22条 (略) 第23条～第24条 (略) (虐待等の禁止)</p>	<p>第22条 (略) 第23条～第24条 (略) (虐待等の禁止)</p>

<p>第37条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</p> <p>(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</p> <p>3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</p>	<p>第37条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</p>
<p>第38条 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第38条 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第39条 (略)</p>	<p>第39条 (略)</p>
<p>2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者 _____ は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 _____ において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</p>	<p>_____</p>

<p>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	
<p>4 前2項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p>	<p>3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項の_____選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p>
<p>5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子ども_____に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、速やかに、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子ども_____に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、速やかに、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第40条 (略)</p>	<p>第40条 (略)</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、保育認定子ども_____に係る当該特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども_____に係る当該特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)</p>
<p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子ども_____の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用の状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用の状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携)</p>
<p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>
<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子ども_____に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適</p>	<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子ども_____に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適</p>

<p>切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p>	<p>切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。_____第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育_____の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子ども_____に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p>	<p>7 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)_____であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設_____として適切に確保しなければならない。</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>8 (略)</p>
<p>9 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>11 (略)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>12 (略)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>(利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p>	<p>(利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>

<p>第44条～第45条 (略) (運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項及び第3項に規定する<u>選考の方法</u>を含む。) (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等)</p>	<p>第44条～第45条 (略) (運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する<u>選考方法</u>を含む。) (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等)</p>
<p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員により特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略) <u>(利用定員の遵守)</u></p>	<p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員により特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略) <u>(定員の遵守)</u></p>
<p>第48条 (略) (記録の整備)</p>	<p>第48条 (略) (記録の整備)</p>
<p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) (略) (準用)</p>	<p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) (略) (準用)</p>
<p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子ども)を除く。以下この節において同じ。)について」と、<u>第14条第1項</u></p> <hr/> <p><u>中</u>「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)」とあるのは「特定地域型保</p>	<p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、<u>第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)」とあるのは「特定地域型保</u></p>

<p>育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p>	<p>育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替える</p>
	<p>_____ものとする。</p>
<p>第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども_____に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育</p>
<p>_____及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども</p>	<p>_____（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>_____を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>_____の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項_____において同じ。）を、</p>

それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）

」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1

それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）

」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」

とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども に対し特

<p>定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育</p>
<p>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項</p>	<p>及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p>
<p>の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども</p>	<p>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」</p>
<p>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。））」に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。））」に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>
<p>第53条～第54条（略）</p>	<p>第53条～第54条（略）</p>

<p>児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は<u>満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p>	<p>7 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)_____であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>第7条～第12条 (略)</p>	<p>第7条～第12条 (略)</p>
<p>(<u>児童対象性暴力等の防止</u>)</p>	
<p>第13条 <u>家庭的保育事業者等は、法第34条の16第</u></p>	<p>第13条 <u>削除</u></p>
<p><u>4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>第14条～第17条 (略)</p>	<p>第14条～第17条 (略)</p>
<p>(家庭的保育事業所等内部の規程)</p>	<p>(家庭的保育事業所等内部の規程)</p>
<p>第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)</u></p>	<p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員_____</p>
<p>(7)～(11) (略)</p>	<p>(7)～(11) (略)</p>
<p>第19条～第26条 (略)</p>	<p>第19条～第26条 (略)</p>
<p>(小規模保育事業の区分)</p>	<p>(小規模保育事業の区分)</p>
<p>第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、<u>小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>及び<u>小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。</p>	<p>第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、<u>_____及び小規模保育事業C型</u>とする。</p>
<p>第28条 (略)</p>	<p>第28条 (略)</p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)～(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされるものを除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)～(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号 の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

を受けることができる体制を確保しなければならない。

第30条 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条～第34条 (略)

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

第36条～第43条 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事

第30条 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第32条～第34条 (略)

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

第36条～第43条 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事

業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされるものを除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条～第46条 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たつ

業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第45条～第46条 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

<p>ては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>（小規模型事業所内保育事業所への準用） 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」とする</p>	<p>（小規模型事業所内保育事業所への準用） 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。</p>
<p>第49条～第50条 （略）</p>	<p>第49条～第50条 （略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～3 （略）</p>	<p>1～3 （略）</p>
<p>（連携施設に関する経過措置）</p>	<p>（連携施設に関する経過措置）</p>
<p>4 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>4 家庭的保育事業者等（ _____特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>
<p>5～6 （略）</p>	<p>5～6 （略）</p>
<p>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p>	<p>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p>
<p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こ</p>	<p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こ</p>

<p>ども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は<u>家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p>	<p>ども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は<u>家庭的保育事業等</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p>
<p>8～9 （略）</p>	<p>8～9 （略）</p>
<p>10 前2項の規定を適用するときは、<u>保育士（岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士をい</u> <u>い、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。</p>	<p>10 前2項の規定を適用するときは、<u>保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者</u> <u>をい</u> <u>い、第29条第3項</u>若しくは第44条第3項<u>又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。</p>

議第42号 瑞浪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

児童対象性暴力等の防止等のために児童等対象事務従事者の犯罪事実確認等の措置を講ずるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年12月25日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第13条（略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第1条～第13条（略）
第14条～第28条（略）	第14条～第28条（略）

議第43号 瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の公布に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

地方自治法（昭和22年法律第67号）の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年9月24日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）	第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）
第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
第7条～第10条（略）	第7条～第10条（略）

議第44号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を改定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第17条（略） （葬祭補償）	第1条～第17条（略） （葬祭補償）
第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、 <u>市は</u> 、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には <u>市は</u> 、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。
第18条の2～第28条（略）	第18条の2～第28条（略）

議第45号 瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の公布に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

地方自治法（昭和22年法律第67号）の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年9月24日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第3条（略） （請求又は要求による監査）	第1条～第3条（略） （請求又は要求による監査）
第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、 <u>第243条の2の9第3項</u> （地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）並びに公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。	第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、 <u>第243条の2の8第3項</u> （地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）並びに公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。
第5条～第12条（略）	第5条～第12条（略）

議第46号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	みず の やす き 水 野 安 喜
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	会社役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：22a
学歴	岐阜県立多治見工業高等学校 卒業
経歴	昭和46年 4月 森八製陶所 入社 平成14年 4月 農事組合法人大川機械化営農組合 理事就任 平成20年 4月 森八製陶所 代表就任 令和元年 5月 農事組合法人大川機械化営農組合 代表理事就任 現在に至る
備考	平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 令和2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 令和5年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 現在に至る

議第47号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	やす だ きよ かず 安 田 清 和
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：62.16a 畑：12.91a
学歴	大阪学院大学 卒業
経歴	平成9年4月 農事組合法人大湫機械化営農組合（アルバイト）勤務 平成24年6月 農事組合法人大湫機械化営農組合 理事就任 現在に至る
備考	平成29年7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 令和2年7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 令和5年7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 現在に至る

議第48号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	とお やま ひで とし 遠 山 英 俊
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	自営業・組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：5ha 畑：2a
学歴	中京商業高等学校 卒業
経歴	昭和49年 3月 日本調理師学校 卒業 昭和49年 4月 株式会社マイアミ 入社 昭和51年 3月 株式会社マイアミ 退社 昭和51年 3月 フランス料理バンマリー 入社 昭和53年 9月 フランス料理バンマリー 退社 昭和53年 9月 アイリン 入社 昭和56年 9月 アイリン 退社 昭和57年 3月 コーヒー&ブランチ「アイボリーコースト」開業 平成28年 1月 農事組合法人とうぶ営農 理事就任 現在に至る
備考	令和 5年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 現在に至る

議第49号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	お ぐ り と も ゆ き 小 栗 智 幸
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	組合職員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：84a 畑：5a
学 歴	中京商業高等学校 卒業
経 歴	昭和52年 4月 白石薬品興業 入社 昭和52年 7月 白石薬品興業 退社 昭和52年 8月 瑞浪市農業協同組合 入組 平成 9年 4月 合併により陶都信用農業協同組合 平成22年 3月 陶都信用農業協同組合 退職 平成22年 4月 農事組合法人日吉機械化営農組合 入組 平成27年 1月 農事組合法人日吉機械化営農組合 理事就任 令和 2年12月 農事組合法人日吉機械化営農組合 理事退任 現在に至る
備 考	令和 5年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 現在に至る

議第50号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	わた なべ とし み 渡 邊 俊 美
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：72a 畑：5a
学歴	岐阜県立土岐商業高等学校 卒業
経歴	昭和50年 4月 瑞浪市役所 奉職 令和 2年 3月 瑞浪市役所 退職 令和 7年 2月 農事組合法人ふかさわ 理事就任 令和 7年 2月 農事組合法人ふかさわ 代表理事就任 現在に至る
備考	新任

議第51号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	おお やま みち はる 大 山 理 晴
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：49a 畑：12a
学 歴	中部工業大学 卒業
経 歴	昭和44年 4月 株式会社竹中土木 入社 平成22年 3月 株式会社竹中土木 退社 現在に至る
備 考	平成20年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（4期目） 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（5期目） 令和 5年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（6期目） 現在に至る

議第52号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	かつ また ます お 勝 股 増 夫
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：35a 畑：1a
学歴	岐阜県農業短期大学校 卒業
経歴	昭和50年 4月 南土岐信用農業協同組合 勤務 平成 9年 4月 合併により陶都信用農業協同組合 平成18年 3月 陶都信用農業協同組合 退職 平成25年12月 瑞浪市民生委員・児童委員 就任 現在に至る
備考	平成20年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（4期目） 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（5期目） 令和 5年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（6期目） 現在に至る

議第53号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	おく むら まさ こ 奥 村 正 子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	畑：20a
学歴	岐阜県立瑞浪高等学校 卒業
経歴	昭和46年 4月 肥田農業協同組合 勤務 昭和48年 3月 肥田農業協同組合 退職 昭和53年 4月 有限会社美濃観光物産 入社 平成14年 4月 有限会社美濃観光物産 退社 現在に至る
備考	平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 令和 5年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（4期目） 現在に至る

議第54号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	か のう とみ お 加 納 富 雄
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	会社員
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：34a 畑：5a
学 歴	岐阜県立中津川高等学校 卒業
経 歴	昭和44年 4月 日本国有鉄道 入社 昭和62年 4月 日本国有鉄道 退社 昭和62年 4月 東海旅客鉄道株式会社 入社 平成25年 4月 東海旅客鉄道株式会社 退社 平成25年 4月 ジェイアール東海物流株式会社（契約社員） 入社 現在に至る
備 考	令和5年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 現在に至る

議第55号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	あん どう りょう いち 安 藤 良 一
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：33.6a 畑：5a
学歴	中部工業大学 卒業
経歴	昭和54年10月 瑞浪市役所 奉職 平成25年 3月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備考	令和 5年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 現在に至る

議第56号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	ひ び の ひろ こ 日 比 野 弘 子
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	無職
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：24a 畑：3a
学 歴	岐阜県立瑞浪高等学校 卒業
経 歴	昭和52年 4月 土岐市信用農業協同組合 入社 昭和57年 7月 土岐市信用農業協同組合 退社 現在に至る
備 考	新任

議第57号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	なる せ よし み 成 瀬 良 美
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	無職
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	無
学 歴	岐阜県立衛生専門学校 卒業
経 歴	昭和58年 5月 瑞浪市役所 奉職 令和 3年 3月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備 考	令和 5年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(1期目) 現在に至る

議第58号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	はしもとみちこ 橋本美智子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	無
学歴	滋賀県立短期大学 卒業
経歴	平成19年 8月 特定非営利活動法人円 理事就任 平成23年 5月 特定非営利活動法人円 代表理事就任 平成30年10月 特定非営利活動法人円 理事及び代表理事退任 現在に至る
備考	新任

議第59号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	なか むら み ほ こ 中 村 美 保 子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	無
学歴	岐阜県立恵那高等学校 卒業
経歴	昭和54年 4月 双葉電子工業株式会社 入社 令和 4年10月 双葉電子工業株式会社 退社 現在に至る
備考	新任

議第60号 市道路線の廃止について

位置図



起点 釜戸町字西定586番1地先
終点 釜戸町字西定586番2地先

整理番号490
公文埴内団地2号線 L=45.2m

起点 釜戸町字西定575番1地先
終点 釜戸町字西定586番3地先

整理番号491
公文埴内団地3号線 L=49.5m

起点 釜戸町字西定575番1地先
終点 釜戸町字西定575番1地先

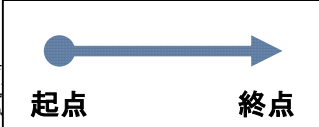
整理番号492
公文埴内団地4号線 L=50.7m

概要
市営住宅公文埴内団地が用途廃止となったため、市道を廃止する。



議第61号 市道路線の廃止について

位置図



起点 釜戸町字中畑2729番1地先
終点 釜戸町字中畑2763番1地先

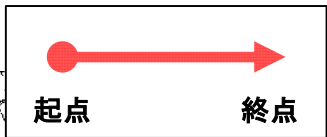
整理番号234
中畑6号線 L=167.0m

概要
国道19号瑞浪恵那道路の整備により市道を再編する。



議第62号 市道路線の認定について

位置図



起点 釜戸町字中畑2729番1地先
終点 釜戸町字中畑2760番3地先

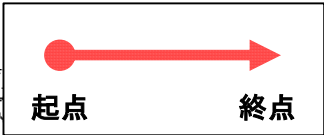
整理番号1702
中畑7号線 L=90.0m

概要
国道19号瑞浪恵那道路の整備により市道を再編する。



議第63号 市道路線の認定について

位置図



起点 釜戸町字夫銭2850番2地先
終点 釜戸町字中畑2730番7地先

整理番号1703
夫銭・中畑線 L=310.0m

概要
国道19号瑞浪恵那道路の整備により市道を再編する。



議第64号 市道路線の認定について

位置図



起点 寺河戸町字沖中1169番16地先
終点 寺河戸町字蟹淵1197番1地先

整理番号1704
駅北駐車場線 L=65.0m

概要
瑞浪駅周辺再開発事業に伴い、新設する道路を市道認定する。